

2 食物アレルギーのある児童生徒への対応

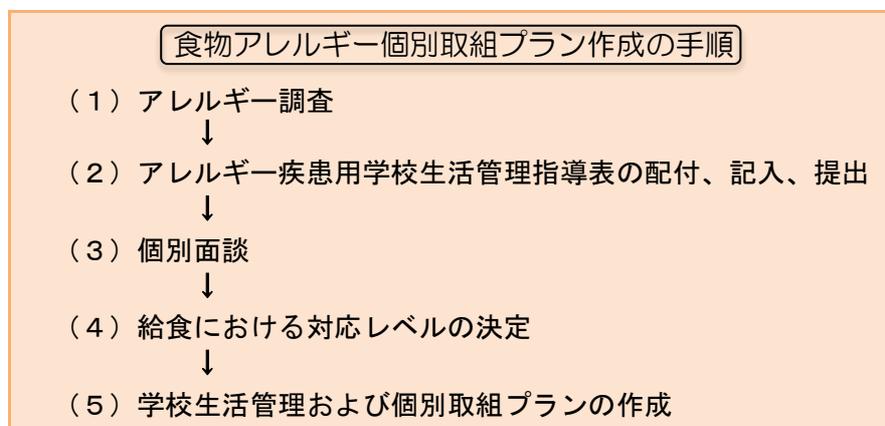
1 学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

学校において食物アレルギーのある児童生徒への対応を行うためには、まず全教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーに関しての正しい知識を持つことが重要です。その上で、学校はその児童生徒の情報をしっかりと収集し、その児童生徒にあわせた「食物アレルギー個別取組プラン」を作成するとともに、誤食などによる緊急時の対応の体制をしっかりと作っておく必要があります。

学校と保護者、主治医が綿密な連絡をとり、その児童生徒にあわせた取組プランを作成することにより食物アレルギーのある児童生徒の学校生活がより安全で快適なものになります。以下に学校での食物アレルギーの児童生徒に対する「食物アレルギー個別取組プラン」作成の手順とその実際の方法、および学校生活における注意点などについて示します。

2 食物アレルギー個別取組プラン作成の手順

食物アレルギーのある児童生徒は、アレルギー症状の強さや原因となるアレルゲンの種類や数がそれぞれ異なっており、アレルギー対応給食や学校生活の管理、緊急時における対処法も異なっています。したがって、以下の手順でその児童生徒にあわせた「食物アレルギー個別取組プラン」を作成する必要があります。



3 校内食物アレルギー対策委員会と各委員の役割

「食物アレルギー個別取組プラン」の作成は、主に「校内食物アレルギー対策委員会」が行います。また、この委員会は、教職員の役割を明確にして作成した「食物アレルギー個別取組プラン」を全教職員に周知し、学校全体として「食物アレルギー個別取組プラン」に取り組み、緊急時対応のシミュレーションなども行うように指導します。

校内食物アレルギー対策委員会の役割

(1) 目的

- ・食物アレルギーがある児童生徒に対して、学校給食等における適切な対応を検討し、全教職員が共通理解を図り、より安全な学校生活管理を目指す。
- ・個々の児童生徒に対応した個別取組プランを作成し、それに基づいた適切な対応が図れるように校内研修等でシミュレーションを実施する。

(2) 基本構成員

校長、教頭、養護教諭、保健主事、栄養教諭・学校栄養職員、学級担任、給食主任、調理員代表、学校医 等

(3) 開催

校長が、必要に応じて構成員を招集し、委員会を開催する。

《開催例》 3月：新年度に向けて新入学児童生徒及び在校生の対応の決定をする。

4月：新体制の教職員で対応の確認をする。

対応の変更があったときに確認をする。

(4) 役割

- ・食物アレルギーがある児童生徒の状況を把握し、その対応を検討する。
- ・特にアナフィラキシー既往のある児童生徒の対応には十分注意する。
- ・給食対応の方法を検討する。その際、給食での「除去食」「代替食」等の対応を保護者との面談や実施基準を考慮して判断する。
- ・校外学習、調理実習（家庭科、生活科、総合的な探求の時間等）への対応を把握する。

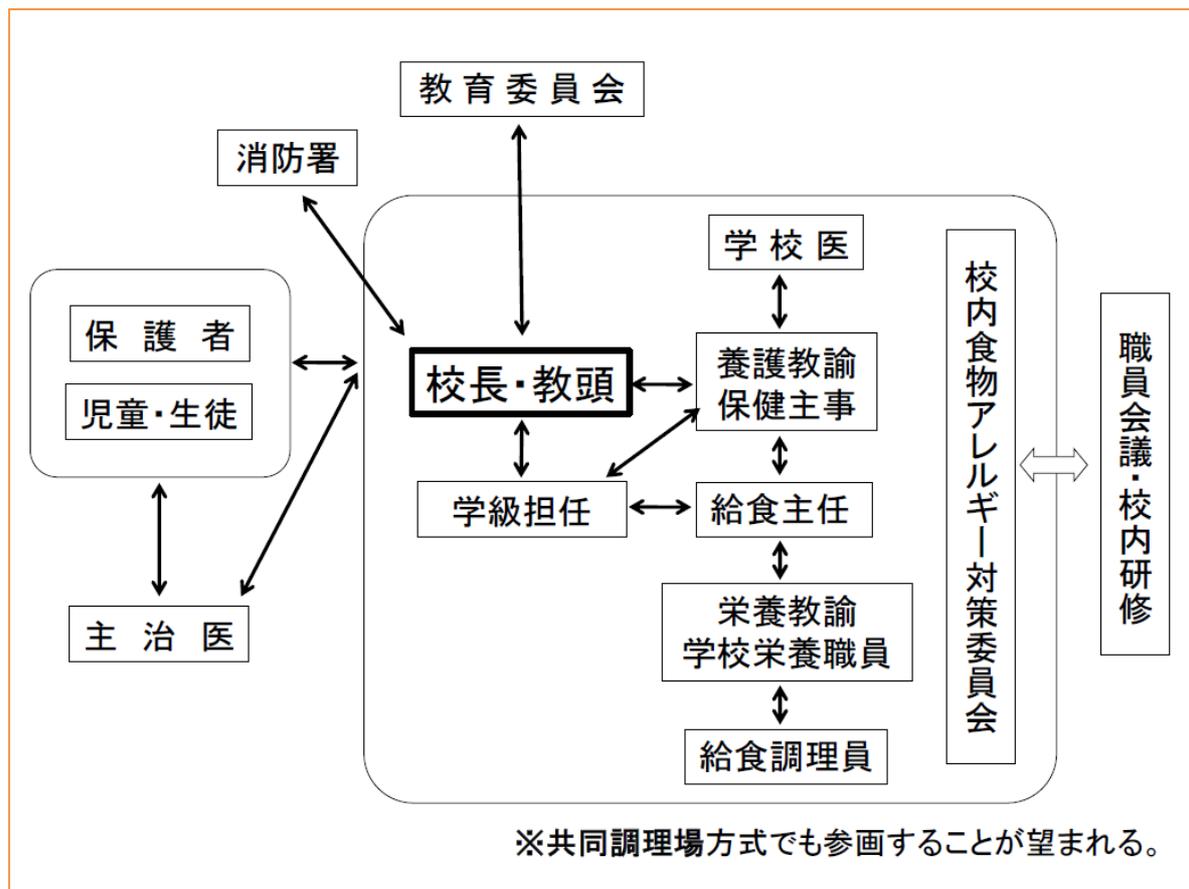


図1 校内食物アレルギー対策委員会

各委員の役割を以下に示します。食物アレルギー対応が必要な児童生徒のために、校長の指導のもと、それぞれの職務に応じて、学校全体で対応していく体制が重要です。

また、日頃から食物アレルギー対応について共通理解を図るために、校内食物アレルギー対策委員会を設置し、積極的に連携・協力していく必要があります。

〈各委員の役割〉

校長・教頭

- ・対応の総括責任者として「アレルギー疾患用学校生活管理指導表（以下、管理指導表）」に基づき「個別取組プラン」を確認し、最終決定する。
 - ・全教職員へ個別取組プラン等について共通理解を図れるよう指導する。
 - ・保護者と面談した際に、学校の基本的な考え方等を説明する。
 - ・「校内食物アレルギー対策委員会」を開催する。
 - ・緊急時には、状況把握及び救急車要請などを判断し役割分担に沿った的確な指示を出す。対応内容を「学校における食物アレルギー・アナフィラキシー発症について」にまとめ市町村教委へ報告する。
- *全体の連絡調整（教頭）

養護教諭・保健主事

- ・保護者と連携を図り、個別面談を行う。
- ・食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、「管理指導表」に基づき「個別取組プラン」をまとめ情報共有する。（アナフィラキシー発症時の状況を親や主治医から聞き取り、アレルギー緊急対応マニュアル（個別）にてまとめる。アレルゲンとなる食品、食物アレルギー症状、かかりつけ医の把握と指示内容の把握、食物アレルギー症状が出る量や調理形態の把握等）
- ・学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、他の教職員との連携を図る。
学級担任から該当児童生徒の食物アレルギー状況の情報を聞き取る。
栄養教諭・学校栄養職員と学校給食で対応する児童生徒の情報交換をする。
他の教職員に食物アレルギーについての知識や対応について周知を図る。
- ・食物アレルギー反応が出た場合の措置方法を学級担任等とともに確認しておく。
- ・主治医、学校医との連携を図る。当該児童生徒が誤食した場合や、運動後に食物アレルギー症状が出た場合の応急処置の方法や連絡先・搬送先を事前に確認しておく。
- ・緊急時には、様式5-2に沿って対応し、状況や問題となった原因、改善方法について校長、教頭へ報告し、学校としての対応を再検討する。（報告だけではなく、全体としての問題点の認識と対応の再検討が必要）

栄養教諭・学校栄養職員

- ・個別面談に出席し、アレルゲンや症状、家庭での除去食の状況等を把握する。
- ・学校給食でどのような対応ができるのかを判断し、校長に報告する。
- ・「管理指導表」に基づき「個別取組プラン」にまとめ、学校給食で対応することが決定したら、関係職員・保護者と共に毎月の対応の仕方を協議し決定する。
- ・必要があれば、保護者にアレルゲンが明記された詳細な献立表や食品成分表を配付し、確認してもらう。
- ・学校給食を提供する場合は、献立や作業工程表を作成する時に、アレルゲンを含む食品に注意を払うと共に、混入がないよう除去食及び代替食の調理指示を行う。
- ・給食時の指導について、担任に状況を伝え、アドバイスをする。

学級担任

- ・保護者からの連絡を関係職員へ伝えるとともに、面談で児童生徒の実態、要望等を確認しておく。
- ・食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、「管理指導表」、「個別取組プラン」について情報共有する。また、不在にする際には、サポートに入る教職員と十分な引き継ぎを行い「自習計画表」などを活用し同様な対応ができるようにする。
- ・食物アレルギーについて正しい認識を持ち、対応を必要とする児童生徒が安全で楽しい給食時間を送れるよう十分配慮する。
- ・他の児童生徒にも、適切な場面や機会をとらえて、いじめや中傷の原因とならないように指導する。
- ・緊急時の対応、連絡先を保護者から知らせてもらい、全教職員で確認しておく。
- ・緊急時には、様式5-2に沿って対応し、状況や問題となった原因、改善方法について校長、教頭へ報告し、学校としての対応を再検討する。（報告だけではなく、全体としての問題点の認識と対応の再検討が必要）

給食主任

- ・食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、「管理指導表」、「個別取組プラン」について情報共有する。
- ・献立の内容、食物アレルギーのある児童生徒への詳細な献立表の配付等、調理場と学校との連絡調整を図る。

給食調理員

- ・食物アレルギーのある児童生徒の実態を把握し、「管理指導表」、「個別取組プラン」について情報共有する。
- ・「個別取組プラン」に合った、除去食の内容を確認する。
- ・栄養教諭・学校栄養職員と作業工程表を確認し、調理作業にあたる。

学校医

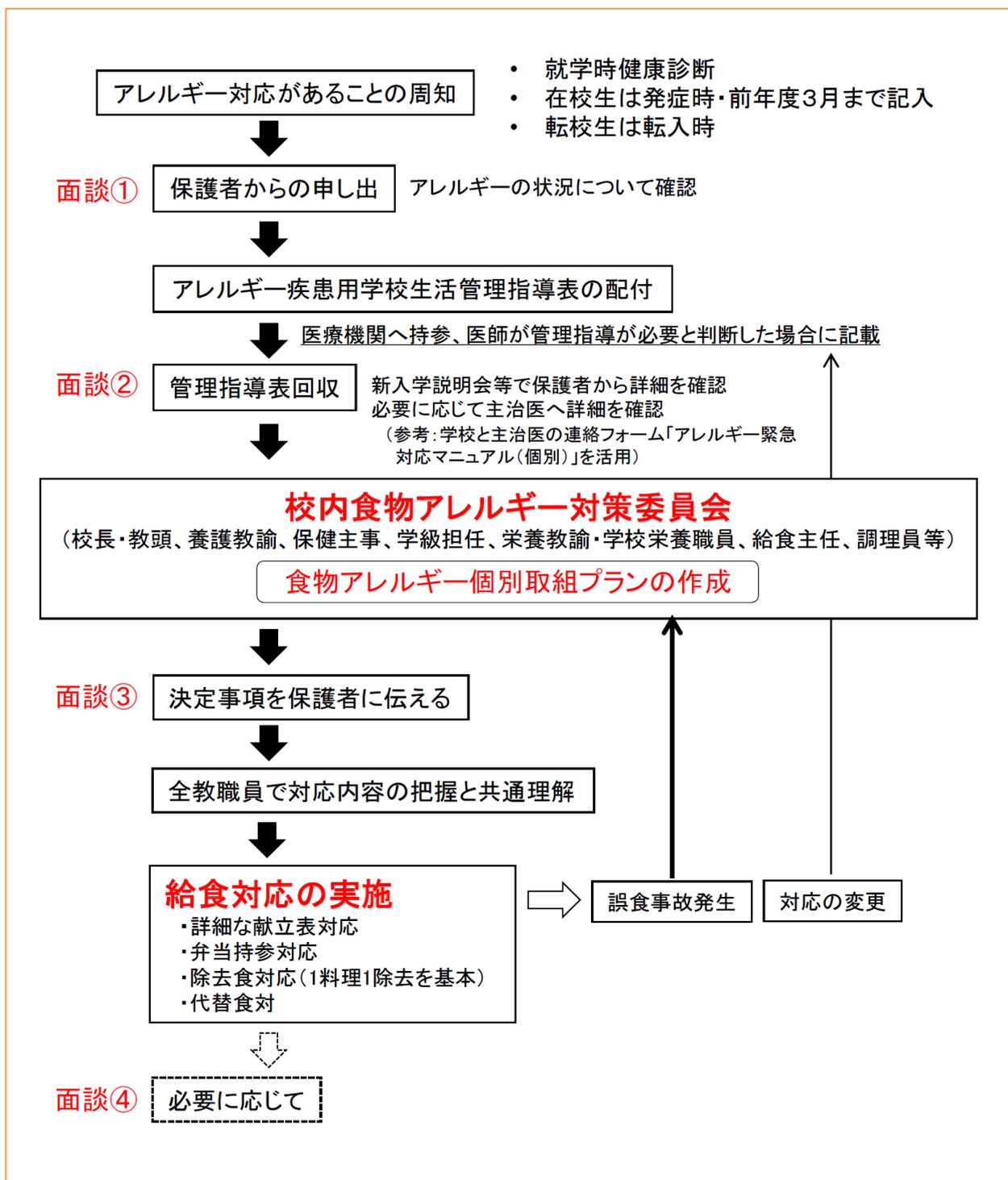
- ・校内食物アレルギー対策委員会において指導助言をする。
（学校医が校内食物アレルギー対策委員会に出席できるように、委員会の時間帯などにも考慮して委員会を開催する。）
- ・食物アレルギーについて教職員が正しく理解できるよう指導する。
- ・校内研修において、緊急時のシミュレーションを実施する際の指導・助言を行う。

※ 高等学校においては、学校の実状に応じて校内食物アレルギー対策委員会の構成員を設定します。

例えば、学校医、校長・教頭、保健主事、養護教諭の他に、部活動の合宿等における対応が必要な場合には、部活動顧問を構成員とし、実習等で食物を扱う場合等の実習がある場合には実習担当を構成員とします。

4 食物アレルギー個別取組プラン作成の実際

新1年生用と在校生用の「食物アレルギー個別取組プラン」作成までのスケジュールや対応のモデルプランを示します。



新年度に向けた【学校における食物アレルギー対応】について（例）

●：小学校の動き ◎：中学校の動き ◇：小中学校および高校共通の動き

	小学校：新1年生	小学校：6年生→中学校：新1年生 中学校：3年生→高校：新1年生	在 校 生 (小学生・中学生・高校生)
9月	●就学時健康診断関係書類にて確認（保健調査票に食物アレルギー等に関する設問あり）様式1に該当	<div style="border: 2px solid orange; padding: 5px;"> ※表中の様式番号は、「学校における食物アレルギー対応マニュアル 別添 各種様式等（参考）」【様式1～10】 ※新規及び更新の際は「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を医療機関に持参する。 </div>	<div style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> <随時対応> ◇発症時、保護者に受診依頼「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の提出を依頼し面談 ◇転入生は転入時に確認。必要に応じて同様に対応 </div>
10～11月	●就学時健康診断時に調査・面接 必要に応じ様式2と共に「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を渡す		
12月	●保護者に受診依頼	●小学6年生に調査し、受診依頼（更新・新規該当者の確認） ●◎新年度用に様式2等とともに「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を渡し、入学する中学校または高校へ提出するよう伝える ◎中学校入学説明会にて、食物アレルギー対応について説明、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を保護者が直接中学校へ持参し提出するよう伝える	◇在校生にも調査し、受診依頼（更新・新規該当者の確認） ◇新年度用に様式2等と共に「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を一時戻す ◇「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の更新を依頼
1月	「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の提出を依頼		
2月	●小学校入学説明会時等に面談等 様式3・4		
3月	●小学校にて、保護者と面談等 様式3・4	◎新年度用書類を保護者から受け取り、面談等 様式3・4	◇在籍学校にて、保護者と面談等 様式3・4 ◇該当児童生徒の今までの書類等は、小・中学校卒業および高校卒業時に保護者へ返却
春休み	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> ◇校内食物アレルギー対策委員会（校長・教頭・保健主事・養護教諭・学級担任・栄養教諭 学校栄養職員・給食主任・調理員・学校医等） 食物アレルギー個別取組プラン様式5作成 → 様式5は栄養教諭、栄養職員とともに確認し全職員の情報共有 ◇決定事項を保護者に伝える（様式6・7作成） → 様式8・9は給食室（給食センター）にて作成 ◇全教職員で対応内容把握と共通理解 →児童生徒一人ひとりのファイルを作成し書類等を綴る様式10等の準備 </div>		
4月	◇新年度スタート【給食開始】詳細な献立表対応 弁当持参対応 除去食対応 代替食対応 <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> ◇校内食物アレルギー対策委員会（情報の共有・緊急時を想定したシミュレーション研修の実施等） </div>		

食物アレルギーのある児童生徒への対応例

対応例（新1年生用）

新1年生	
<p>10月～12月 情報の収集 就学時健康診断等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学時健康診断の全体説明等の場面で、保護者に対して食物アレルギーの管理について周知し、申し出るよう伝える。 ・ 就学時健康診断問診票の回収（様式1） <p>面談①（就学時健康診断 事後措置等）</p> <p>〈対象〉 申し出のあった児童と保護者</p> <p>〈内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学時健康診断問診票に、食物アレルギーの記載がある場合は、記載内容について確認する。 ・ 給食の個別対応や特別な配慮を希望している場合は、食物アレルギーによる給食の対応について（様式2）とともに「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を渡し、入学説明会以降に詳しい面談を実施することを伝える。
<p>1月～2月 新入学説明会等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食物アレルギー対応についての説明を行う。 ○ 食物アレルギーで管理の必要な児童生徒の保護者には申し出るよう伝える。 <p>面談②</p> <p>〈対象〉 食物アレルギーに関する個別対応を希望する児童生徒と保護者</p> <p>〈内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」と保護者との面談時の補足確認メモ（様式3）に基づいて聞き取る。 （学校給食、授業・運動、薬の保管管理、緊急時の対応等） ・ 主治医による「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の記載事項をふまえて、学校での取組と保護者との連携について、それぞれの児童生徒に適した対応を確認する。（アナフィラキシー既往の児童生徒の場合は主治医にも確認依頼をすることが望ましい。参考：学校と主治医の連絡フォーム「アレルギー緊急対応マニュアル（個別）」（様式11）を活用） ・ 児童生徒の状況と保護者の要望を詳しく聞き、給食の形態や食数、調理器具や人員の現状と「学校でできること、できないこと」を保護者に伝え、十分話し合う。 ・ 学校給食での個別対応を行う場合は、詳しい対応内容を確認する。（給食以外の学校生活や校外学習時の配慮事項、アレルギー症状が発症した場合の対応なども含む） <ul style="list-style-type: none"> ○ 校長は、保護者からの申請書に基づき、共同調理場の場合は共同調理場の場長あてに依頼をする。

2月～3月

校内食物アレルギー対策委員会

- ・保護者からの要望、提出書類を基に、学校での対応について検討し、**食物アレルギー個別取組プラン（様式5）**を作成する。
 - ・食物アレルギー個別取組プランは、保護者が確認後、共同調理場の場合は場長あてに写しを送付する。
（主治医や学校医、共同調理場との連携）
- 保育園・幼稚園からの引き継ぎ事項を確認する。
- 4月の給食について**詳細な献立表（様式6）**、**食物アレルギー対応食確認書（様式7）**、**作業工程表（様式8）**、**作業動線図（様式9）**を作成する。

面談 ③

〈対象〉

アレルギーに関する個別対応を希望する保護者

〈内容〉

- ・校内食物アレルギー対策委員会で作成した**食物アレルギー個別取組プラン（様式5）**をもとにその決定内容を伝える。
- ・保護者へ**詳細な献立表（様式6）**、**食物アレルギー対応食確認書（様式7）**を配付する。
- ・保護者から**食物アレルギー対応食確認書（様式7）**の押印したものを回収する。（確認書を複写し保護者、学校、調理場で共有する。）



4月

- 校内で対応の共通理解を図る。

校内食物アレルギー対策委員会

- ・食物アレルギーに関して学校で管理の必要な児童生徒の対応について新年度の職員体制で確認する。
- ・給食での対応を開始し問題がないかを確認する。
- ・翌月の詳細な献立表を用いて食物アレルギー対応の確認を行う。

面談 ④（必要に応じて）

〈対象〉

食物アレルギーに関する個別対応を決定した児童生徒の保護者

〈内容〉

管理職、担任、栄養教諭、学校栄養職員、養護教諭等と保護者で、3月の校内食物アレルギー対策委員会で決定した内容を再度確認する。

職員会議・校内研修

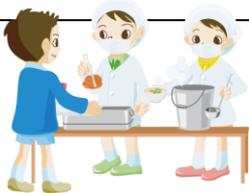
校内食物アレルギー対策委員会での決定事項や「**アレルギー疾患用学校生活管理指導表**」、主治医や学校医の意見をもとに、学校生活管理や症状が出たときの対応等共通理解を図る。（シミュレーションの実施）

児童・生徒への指導

- ・児童生徒本人への指導や給食時のシミュレーション
- ・学級や学年への指導の実施



対応例（在校生用）

2～5年生	
12月～2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保健調査票、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の配付・回収 ○ 「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」は、1年ごとに更新し再検討する。 <p>面談</p> <p>〈対象〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健調査等で新たに対応が必要になった児童生徒の保護者 ・すでに個別対応している児童生徒の保護者 <p>〈内容〉</p> <p>現在の子どもの状況と、対応の継続の希望について確認する。</p> <p>校内食物アレルギー対策委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面談の結果や提出書類等から対応の継続について検討する。 ・新たに対応が必要となった児童生徒について、食物アレルギー個別取組プラン（様式5）を作成する。 <p>（定期的に校内食物アレルギー対策委員会を開催する）</p>
4月	<p>職員会議 等</p> <p>教職員で共通理解を図る。</p> <p>児童・生徒への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒本人への指導や給食時のシミュレーション ・学級や学年への指導の実施 

対応例（在校生用）

小学6年生・中学3年生	
2月～3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新年度用に様式2等と共に「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を保護者へ渡して、次のことを伝える。 ・入学説明会までに主治医を受診し、中学校、高校用の「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を作成してもらう。 ・進学先の中学校及び高校等の入学説明会で、食物アレルギー対応について申し出て、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」を提出する。 ・食物アレルギーの対応が必要な児童生徒が中学校及び高校等へ進学する場合には、食物アレルギー個別取組プラン（様式5）の写しなど必要な資料を進学先に引き継ぐことについて保護者の了承を得る。

食物アレルギー個別取組プラン（案・決定）

様式 5

取組プラン（案）検討日 年 月 日

保護者説明、協議日 年 月 日

学校名	学年・組	名前	性別	生年月日
	年 組		男・女	年 月 日 (歳)

学校長（園長）サイン	
調理場長サイン	
保護者サイン	

I

原因食物	
鶏卵・乳・小麦・そば・ピーナッツ・木の実・甲殻類 ()	果物類 ()・魚 ()・肉 ()・その他 ()

II

食物アレルギー病型		
即時型	口腔アレルギー症候群	食物依存性運動誘発アナフィラキシー

※I
疾
○

学校長（園長）、調理場長
の了承とともに、保護者との面
談において保護者に了承し
てもらったことが大切です！

III

アナフィラキシー病型		
食物によるアナフィラキシー	食物依存性運動誘発アナフィラキシー	その他
原因食品 ()	原因食品 ()	

学校給食の対応に○印をつけてください。（人員や設備の充実度、作業ゾーンなどの状況に応じて対応を検討すること。）

レベル1（詳細な献立表対応）	レベル2（一部弁当対応）	レベル3（除去食対応） 一部除去食対応	レベル4（代替食対応）

	チェック項目	具体的な配慮と対応
学 校 で の 配 慮	給食	給食の選択について
		除去する食品や内容について
	食物・食材を扱う活動・授業	微量の摂取・接触による発症防止について
	運動（体育・部活動など）	運動誘発アナフィラキシー 食物依存性運動誘発アナフィラキシー
配 慮	宿泊を伴う校外活動	事前に確認すること 持参薬について
	緊急時に備えての持参薬やエピペンについて	保管場所 保管方法

給食

栄養教諭、学校栄養職員を中心に対応について確認する。

学校活動、授業等

担任と連携し対応について確認する。

内服薬等

養護教諭が対応について確認する。

校内食物アレルギー対策委員会で決定します！

日帰りの校外学習についても確認し記載しておきましょう！

症状が出たときの内服薬やエピペン®等を持参している場合には、保管場所や保管方法を記入します！

緊急時連絡先（1）通院している医療機関		☎ ()
（2）緊急時に搬送できる医療機関		☎ ()
（3）保護者連絡先		☎ ()

給食センター対応などで校内に栄養教諭、学校栄養職員がいない場合は、給食センターの栄養教諭、学校栄養職員に相談し、「食物アレルギー個別取組プラン」は養護教諭が確認しましょう。

養護教諭、担任教諭はもちろん、各学校教職員はこの「食物アレルギー個別取組プラン」を熟知して、食物アレルギーの児童生徒が安全で快適な学校生活ができるように配慮することが重要です。

5 学校生活における注意点とその対応（児童生徒への指導）

保護者、主治医、学校医、養護教諭、学級担任、栄養教諭等が連携し、児童生徒の発達の段階に応じて、保健指導・栄養指導を実施し、児童生徒の自己管理能力の育成、アレルギー疾患の理解、アレルギーを有する友達を思いやる気持ちを醸成することが大切です。

（1）対象児童生徒への個別指導

① 保健指導（養護教諭、学級担任、保健主事等）

対象児童生徒が疾患についてどの程度理解をしているかを把握し、発達の段階に応じて、年度当初や宿泊学習・修学旅行などの事前指導、食材を扱う授業や活動、個別対応に変化があったときなどを利用して、保護者・主治医と連携した指導を実施します。

〈指導内容例〉

・ 食べられる食品と食べられない食品の理解、食事の時の対応、授業や活動中の対応、アレルギー反応による症状の理解、食べられない食品を友達に勧められたときの断り方など
・ 給食時のシミュレーションの実施 トレイや食器の確認、除去する食品への対応、給食当番について、給食を食べる教室や座席、おかわりの危険性、詳細な献立表やアレルギー対応食確認書の理解、給食の後片付けの方法など
・ アレルギー反応による症状が出たときの対処の方法等 内服薬の種類や使用量、エピペン [®] や内服薬等の保管場所、異常を感じたときには躊躇することなく近くの友達や教職員に伝えることなど

② 栄養指導（栄養教諭、学校栄養職員等）

保護者への指導や児童生徒への個別指導、保護者と児童生徒両方への指導など、内容に応じて指導の形態を工夫し実施します。

〈指導内容例〉

・ 除去食を行っている場合には、栄養の偏りや不足になることがあるので、主治医の指導のもと、希望する保護者や児童生徒に対して栄養教諭、養護教諭、学校医等が連携して指導にあたる。
・ 代替食や除去食、お弁当の持参の児童生徒に対しては、主治医や保護者と連携して発達の段階に応じて調理の工夫や食材の選定などの指導を実施するなど、将来自立した食生活が送れるように配慮することが大切である。

（2）他の児童生徒への指導

① 学級、学年での指導（学級担任、養護教諭等）

食物アレルギーを持つ児童生徒が、楽しくより安全な学校生活を送るためには周りの児童生徒の理解も重要です。特別活動や総合的な探求の時間等を活用した指導が考えられます。



〈指導内容例〉

<ul style="list-style-type: none">・発達の段階に応じたアレルギー疾患の理解について指導する。 食物アレルギーは、好き嫌いやわがままでなく食べられない食物があるという疾患であること、アレルギーの様々な症状、間違えて食べてしまった場合には重篤な症状を呈することもあることなど
<ul style="list-style-type: none">・宿泊学習や修学旅行、調理実習などの機会をとらえて指導する。 バスの中や班別行動中の食事やおやつ、教職員を呼ぶなどの症状が出たときの対応、調理実習での食材の選択や取り扱い、献立の選定など
<ul style="list-style-type: none">・食物アレルギーを持つ友人に対して何ができるかを考えさせる。 給食時に配慮すること、給食当番の注意点、配膳や給食後の食器の運搬、楽しく食事ができるような工夫、調理やお楽しみ会などの食事を含む場面での対応、校外学習等でのおやつを食べる場面での対応など

② 委員会活動、クラブ活動等での指導（委員会担当、クラブ活動等担当、学級担任等）

食品に触れる機会のある委員会活動、クラブ活動等においては、食物アレルギーへの対応が必要となります。活動前の事前指導を行い、生徒同士が理解することも大切です。

〈指導内容例〉

<ul style="list-style-type: none">・給食委員会活動（食器の片付け等）において接触による症状が出たときの注意点を確認する。・放送委員会活動として、昼の放送時、放送委員が放送室で給食を食べる場合、症状が出たときの注意点を確認する。
<ul style="list-style-type: none">・調理クラブ等で調理実習を行う前には、事前に食材についてアレルギー調査を行い確認する。・調理内容を決定する際の注意点や症状が出た場合の対応について共通理解を図る。

③ 部活動等での指導（部活動担当、学級担任等）

部活動での練習試合や大会、合宿など食事を含む場面では、食物アレルギーへの対応が必要となります。生徒同士が理解することも大切です。

〈指導内容例〉

<ul style="list-style-type: none">・アレルギー疾患の理解を図り、部活動の合宿や大会等での食事や、お弁当、差し入れについて制限があることを指導する。
<ul style="list-style-type: none">・食物依存性運動誘発アナフィラキシーの生徒がいる場合は、食後の運動の制限があることの共通理解を図る。
<ul style="list-style-type: none">・症状が出たときの対応について共通理解を図る。・試合中であっても決して無理はしないことなど

④ 学童保育での指導（学校管理下ではないが、連携して対応する）

食物アレルギーを持つ児童が、安全な生活を送るためには事前の確認（保護者との面談）が重要です。必要に応じて学校とも連携した指導を実施します。

6 校内研修 *台本例(各種様式等(参考):校内研修「アレルギー緊急対応シミュレーション」)

児童生徒が安全安心な学校生活を送れるよう、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」や食物アレルギー個別取組プランに基づいて学校のすべての教職員に共通理解を図る必要があります。そのためには、年度当初や対応に変化があったときなど校内研修や学校保健委員会等の時間を活用して取り組むことが重要です。

(1) 緊急時のシミュレーション(エピペントレーナーによる実習を含む)

時 間	内 容	担 当
10分	アレルギー疾患の理解 (学校医の指導の下、指導用DVD等を活用することも考えられる。)	学校医・(主治医)
10分	アレルギー疾患の児童生徒の状況について 「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」や食物アレルギー個別取組プランをもとに対応の確認	養護教諭
25分	緊急時のシミュレーション 実際に教室で給食後アレルギー症状が発生し、アナフィラキシーに至った児童生徒への対応について、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」5-2のシートやアナフィラキシー緊急対応例をもとにシミュレーションを行う。 *実際に教室での場面を設定し、実施する。 プールや体育館、校外学習等の場面設定も有効である。 *エピペントレーナーを活用した実習	学校医、保健主事、養護教諭
5分	評価 評価のポイント ・応急処置について ・エピペン [®] の用意や取り扱いについて ・記録 ・計時 ・保護者や消防、他機関への連絡調整がスムーズにできたかなど	管理職・学校医

* 緊急時に備え、アナフィラキシーに対応するための緊急時の持ち出し品(救急セット、「アレルギー疾患用学校生活管理指導表」の写し、アナフィラキシー緊急時対応経過記録票、保護者等の連絡先等)を準備しておき、書類等は紛失しないように封筒の中に入れて持ち出します。持ち出しを想定した実習を行うことが大切です。

(2) 学校給食での誤配等の事故を防ぐシミュレーション

時 間	内 容	担 当
15 分	自校の学校給食におけるアレルギー対応について (代替食、除去食、詳細な献立対応 など)	栄養教諭 (学校栄養職員)
30 分	給食時のシミュレーションの実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食室やコンテナ室から教室に届くまでの流れ ・ トレイや食器、名札の確認 ・ 食物アレルギー用の詳細な献立表とアレルギー対応食確認書を活用する。 ・ 献立表の内容と違っているときの対応について ・ 子どもがおかわりを望んだときの対応について ・ 配膳の仕方、給食当番、片付けの仕方について ・ 給食時の児童生徒の健康観察について ＊コンテナ室から教室まで実際の場面を想定して実施する。 様々な場面設定を行いながら安全に楽しく給食が食べられるようにその対応を全教職員で考えるのも有効である。	給食主任、栄養教諭 (学校栄養職員)
5 分	評価 評価のポイント <ul style="list-style-type: none"> ・ 給食の受け取りや、トレイ・食器の確認がスムーズにできたか。 ・ アレルギー対応食確認書による確認ができたか。 ・ 準備や片付け時の留意点について確認できたか。 ・ 給食時の健康観察のポイントが理解できたかなど 	管理職

* 校内研修は、年度当初だけでなく、児童生徒の対応が変わったときなど必要に応じて設定することが大切です。学校の実状に応じて内容や時間配分等を工夫して実施し、担任だけでなく全教職員で共通理解を図りましょう。